

阿久根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年2月25日

阿久根市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

本市は、県本土の北西部に位置し、阿久根港を中心に古くから海・陸交通の要衝として、海運業・商業が栄えたまちであり、また、温暖な気候を利用した農業や水産業も盛んな地域である。

本市の基幹産業である農業は、中山間地域において、水稻と畜産や施設園芸等を組み合わせた複合型の農業が主流であるが、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保等に向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農家戸数の大半が自給的農家や第2種兼業農家であるが、近年、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まる中で、特に中山間地域においては、有害鳥獣の被害や担い手不足等の理由から遊休農地の発生が懸念されており、遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方で、稲作地帯においては、担い手への農地利用の集積・集約化を農地中間管理事業を活用しながら取り組む必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業の構築のために農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、阿久根市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを次のとおり定める。

なお、この指針は、令和8年度を目標とし、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行なう。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画書」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	1, 276 h a	36 h a	2. 8%
3年後目標 (令和6年3月)	1, 248 h a	18 h a	1. 4%
目 標 (令和9年3月)	1, 225 h a	5 h a	0. 4%

注：「管内の農地面積」は、直近における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又は班編成による農地の利用状況調査と農地の利用意向調査の実施について、協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査の実施時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

農地パトロールと利用意向調査の結果は、「全国農地ナビ」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構（以下、「機構」という。）との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた機構への貸付けを推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

ウ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	1, 276 h a	376 h a	29.4 %
3年後目標 (令和6年3月)	1, 248 h a	624 h a	50.0 %
目 標 (令和9年3月)	1, 225 h a	872 h a	71.1 %

注：「管内の農地面積」は、直近における耕地面積と遊休農地面積の合計面積。目標の農地利用集積面積の集積率は、阿久根市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングについて

農業委員会は、地域ごとに、人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能な「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に関わり、市、機構、農協等と連携し、(ア) 機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地 (イ) 経営転換を希望する高齢農家等の農地 (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について把握し、農地中間管理事業の活用等を推進する。

イ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の受け手が少ない又は受け手がない地域においては、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなどの地域に応じた取り組みを推進する。

ウ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱いについて

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て鹿児島県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和3年3月)	14 経営体 (11.7ha)
3年後目標 (令和6年3月)	26 経営体 (18.3ha)
目 標 (令和9年3月)	38 経営体 (24.9ha)

注：現状については、令和2年度における新規参入経営体数（取得面積）。目標の令和9年3月の経営体数は、阿久根市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による。

(2) 新規参入の促進について

ア 関係機関との連携

鹿児島県，機構，阿久根市，鹿児島いずみ農業協同組合等の関係機関と連携し，新規参入相談及び農地のあっせんを推進する。

イ 企業参入の推進について

担い手の確保が困難な地域では，企業も地域の担い手になり得る存在であることから，農地中間管理機構を活用して，積極的に企業の参入の推進を図る。

ウ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は，新規参入（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに，参入後のフォローアップに努める。